

午前10時30分開会

○たかざわ委員長 おはようございます。ただいまから地域文教委員会を開会いたします。座って進行させていただきます。

欠席届が出ております。赤海子ども施設課長が、午前中、公務出張のため、小田スポーツ推進担当課長が通院のため、それぞれ欠席です。

本日の日程及び資料を配付しています。陳情審査が1件、報告事項は、子ども部が5件、地域振興部が4件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。地域文教委員会に新たに送付された陳情、送付4-23、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書です。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供がありましたらお願いいたします。

○小川国際平和・男女平等人権課長 令和2年5月に本委員会で同様の趣旨の陳情の審査がされておりますが、その後の状況をご報告します。

その後、令和3年9月に、日本国政府から女子差別撤廃条約実施状況第9回報告、女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答が出ており、25の問いと答えが示されています。

この報告によりますと、初めに、2020年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画に女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、第4回世界女性会議北京宣言及び行動要領に沿った取組を進めることを明確に定めているとしています。

また、選択議定書の批准の検討及び障害の問いに対し、第5次基本計画は、「選択議定書については、課題の整理を含め、早期締結について、真剣な検討を進める。」と定めており、個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識している。「個人通報制度関係省庁研究会」において、人権諸条約に基づき設置された委員会に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会の対応について研究を行っている。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受入れの是非につき、真剣に検討を進めていくとしています。

そのほか、様々な問いと答えがあり、政府が法制化などの対応をしているものが多いですが、見解が異なるものも見られます。

次に、23区の区議会における意見書の可決の状況ですが、文京区議会が令和元年10月、中野区議会が令和元年12月、豊島区議会が令和3年3月、目黒区議会が令和4年6月に可決しております。令和2年5月の陳情審査のときと比べ、政府の対応は検討中で、あまり変わっていないように思われます。

また、23区の区議会の意見書可決の状況は、2区増加して、4区となっております。

説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様、執行機関に確認したい事項

がございましたら、挙手をお願いいたします。

○牛尾副委員長 私もこの第9回の日本政府の回答を見ました。真剣に検討をしてみると言いながらも、本当に前になかなか進まないなという感じを受けております。

意見書については、23区は四つ、2から4に前進したと。全国では130ですかね、130を超える自治体が同様の意見書を提出していると思いますけれども、千代田区として、この選択議定書を国が批准するという点について、千代田区としてはどのように受け止めるか、女性の権利とか働き方とか、そういった面からして、そこはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○小川国際平和・男女平等権課長 外交問題に関わることで政府のほうで検討しているところがございますので、千代田区として何かを申し上げる立場じゃないのかなと思っております。

○牛尾副委員長 要するに、女性の権利が前進するかどうか、その受け止めというかな、そういうのも答えられないですか。要するに、議定書は、これ、選択議定書が採択されて批准するかどうかはどうこうじゃなくて、批准された場合、女性の働き方、権利というのは前進するかどうか、その認識だけ聞いているんですが。

○小川国際平和・男女平等権課長 この条約が締結されてからいろんな法律が整備されてきて、男女共同参画社会基本法とか、育児介護休業法ですとか、もろもろな制度が整備されてきていると思いますので、そういった条約の取組は進んできているのかなと思っておりますので、それ以上のことは差し控えさせていただきたいと思います。

○牛尾副委員長 分からないのかね。

○たかざわ委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○小野委員 今のちょっと関連なんですけれども、個人的な意見だとかいろんな考え方があると思うんですけれども、女性差別撤廃条約が批准されている中で、選択議定書が批准されていないという事実、ここに、この二つというところをちょっと捉えると、どんな影響があるというふうにお考えでしょうか。

○小川国際平和・男女平等権課長 選択議定書で個人通報制度を設けているものが、この女子差別撤廃条約だけではなくて、たしかほかの条約についても、児童の権利条約ですとか障害者権利条約など、国が締結しているものについても個人通報制度というのが選択議定書で定められていまして、それについては、いずれも採択していないというところがございますので、政府のほうで個人通報制度関係省庁研究会というところで、そういったほかの条約のものも含めて検討されているということですので、そういった検討状況を見守るべきなのかなというふうに思っております。

○小野委員 ありがとうございます。条約が批准されていて選択議定書が批准されていないという国は日本以外にもあったと思いますけれども、その最新情報というか、このような状況の国が今どんな国なのかというところについて、もし情報があればお答えいただけますでしょうか。

○たかざわ委員長 分かりますか。

担当課長。

○小川国際平和・男女平等権課長 申し訳ございません。ちょっと手元に資料がなくて、

申し訳ございません。

○たかざわ委員長 はい。

○小野委員 手元にない。

○たかざわ委員長 手元にない。

○小野委員 手元にない。調べれば。

○たかざわ委員長 担当課長。

○小川国際平和・男女平等人權課長 すみません。現在、この女子差別撤廃条約を締約している国が2021年2月現在で189か国ございます。で、選択議定書の締約国数が同じく2021年2月現在で114か国ということでございますので、75か国ですかね、は締約していないということでございます。その国がどういった国かということは、申し訳ございません、調べておりません。申し訳ございません。

○たかざわ委員長 小野委員。

○小野委員 はい。ありがとうございます。一応、数は分かるということで、国の名前は分かりますか。国の名前は分からない。ああ、そうなんです、分かりました。

これ、結構大事なかなと思っていまして、やっぱり条約が批准されていながら、実際の議定書、選択議定書が批准されていないというのは、状況が何かしら、実際に条約を批准しているにもかかわらず、選択議定書が批准されていないというところで、進んでいるようで、実際にはその権利というものが守られないというようなお声もやっぱりあるのかなと思います。

やっぱりどういう国が、ここの、矛盾というんですかね、ある意味では差別の撤廃条約というのと選択議定書というのは両輪だと思いますので、その両輪の一つが整っていないというところで影響を受けるのは、結構個々としては苦しい状況に追いやられる可能性というのは、十二分に考えられるかなと思います。なので、どのような国が選択議定書というところが批准されていないのかというのは、結構重要な情報だと思いますので聞きました。ちょっと今は分からないということですので、また分かったら、ぜひとも教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○たかざわ委員長 調べられるんですかね。

○小川国際平和・男女平等人權課長 はい。それでは、そのことについては調べまして、後日、また委員会で報告させていただきます。

○小野委員 お願いします。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○牛尾副委員長 たしかOECDでは、日本含め4か国だけじゃないかなと思うんです、批准していない国はですね、たしか。アメリカはそもそも条約自身批准していないから、選択議定書、批准しませんけれども。

あと、今、日本政府がいろいろ検討していると、真剣に検討していると言っていますけれども、自治体からやっぱり意見を上げていくということについては、条約批准に向けてどういった効果があるかというふうに思いますかね。

○小川国際平和・男女平等人權課長 自治体から声を上げているという例は、ちょっと私、存じ上げないんですけれども、区議会とか市議会とかでそういった議決をして、意見書を提出しているというのはあるというふうに考えております。そういうところは、もちろん

選択議定書を、何ていうんですかね、批准してほしいという要望が国に伝わっているもの
とっております。

○牛尾副委員長 その国に伝わって、その国の検討の影響についてどのように考えるか
ということを聞いています。

○小川国際平和・男女平等権課長 一般論ですけれども、地方議会からそういった要望
があるということは、もちろん、国の決定にいろいろ影響を与えるものと思っております。

○たかざわ委員長 自治体自体がそれを言うかな。

○牛尾副委員長 議会がね。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

小野委員。

○小野委員 もし事例としてあればなんですけれども、ご存じであればなんですけれども、
これはほかの地域ですけれども、批准をしないでくださいというようなご意見とか、そ
うした陳情というものが上がっているというのは、聞いたことがおありでしょうか。

○小川国際平和・男女平等権課長 そういうことを調査したことがございませんので、
何とも言えないというのがお答えでございます。申し訳ございません。

○小野委員 はい。ありがとうございます。そうですね、しないでくださいという意見は
私も聞いたことがありませんので。先ほど現在の国の検討状況というところを説明してく
ださいました。検討課題が多いということも十二分に認識をしております、導入の是非
について真剣に考える、やっているということ、これ、すごく大事な一言が私は入って
いたなというふうに思います。

それは何かというと、導入の是非、要は導入を進めるという前提ではなくて、是非とい
うところかなというふうに、先ほどのご説明を聞いて思いました。なので、場合によっ
ては、批准をしないというような意向の陳情ですとか、そうしたものがもしかしたら出て
いるのかなと思ったんですけれども、今のところそうした事実というのは、まだ確認がで
きていないということでした。

これ、自治体がどうというよりも、本当に議会がどういう意見を出すかということなん
ですけれども、ぜひ、先ほどの、どんな国が一つは批准をされ、もう一つ選択議定書は
批准されていないとか、その辺りの状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思いま
すので、新しい情報が入りましたら、ぜひ情報提供をお願いしたいと思います。

○小川国際平和・男女平等権課長 はい。新しい情報が入りましたらご報告いたします。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご質問なければ、質問を終わりますけれども、よろしいでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 取扱いはいかがいたしますか。（発言する者あり）いや、そうじゃな
い。

じゃあ、休憩します。

午前10時47分休憩

午前11時01分再開

○たかざわ委員長 では、委員会を再開いたします。

この陳情に関しては、委員会として、執行機関に個人通報制度関係省庁研究会をはじめ、

国の検討状況を注視しながら情報提供をするよう申し入れて、陳情審査を終了したいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。それでは、そのように申し入れたいと思います。

それでは、送付4-23につきましては、以上のようなことで陳情審査を終了いたします。

次に、日程2番、報告事項に入ります。（1）（仮称）千代田区教育と文化に関する大綱及び（仮称）千代田区子育て・教育ビジョンについて、理事者からの説明を求めます。

○原水教育政策担当課長 それでは、（仮称）千代田区教育と文化に関する大綱及び（仮称）千代田区子育て・教育ビジョンにつきまして説明をさせていただきます。教育委員会資料1-1をご覧ください。

まず、現行との比較についてですけれども、現在は、区長が策定いたします大綱と教育委員会が策定するビジョンが同一の内容となっておりますが、改定案といたしましては、区長の取組方針である大綱を踏まえ、分野別計画としてビジョンを策定してまいります。また、ビジョンにつきましては、教育振興基本計画として位置づけます。

続きまして、改定のポイントです。

まず（1）「共育」、共に育てるという言葉につきましては、新しい大綱・ビジョンでは、教えを受けて、自分自身で心を育てる、教え育てる「教育」という言葉に変更いたしますが、「共に育て、共に育つ」という考え方については継承してまいります。

次に（2）子どもの権利擁護につきましては、こども基本法の制定もあったことから、これまで以上に「子どもの権利擁護」に関する区の考え方、姿勢を強調していきたいと考えております。

次に（3）文化についてですけれども、区の発展、魅力あるまちづくりに向けた重要な要素である教育と文化に関する基本的な方針を、大綱において明示していきたいと考えております。

次に、今後の予定といたしましては、12月にパブリックコメントを実施いたしまして、その結果も含め、2月頃、再度議会に報告させていただきたいと考えております。3月末までに大綱・ビジョンとも策定していく予定としております。

次に、教育委員会資料1-2が大綱の文案となっております。

教育委員会資料1-3をご覧ください。子育て・教育ビジョン（素案）の概要版となります。これに基づいて説明をさせていただきます。

まず、計画の位置づけですが、概ね5年先を見据え、教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示しました「教育振興基本計画」として策定するものです。

背景といたしましては、この背景のところの下の中身にありますような多様な社会的背景を踏まえ策定しております。例えばダイバーシティ&インクルージョンの考え方の広まりを踏まえまして、右側の基本的方向性の1、豊かな心を育て、多様性を認め合う人を育てる教育の推進というところを策定しております。また、Society 5.0社会の到来など、情報技術の急速な発展を踏まえまして、右側の基本的方向性の4、予測困難な未

来を切り拓くことのできる人材の育成というところを策定しております。

次に、教育委員会資料1-4をご覧ください。まず、概要版で説明させていただいたところは飛ばしまして、22、23ページをお開きください。

こちら、第4章、基本的方向性の記載となっておりますが、この基本的方向性の記載に当たりましては、例えば22ページ前段のところに、7月11日の常任委員会で報告させていただいた現行の共育ビジョンと共育推進計画の成果検証の結果と社会情勢の変化を踏まえた課題を提示しまして、「そのため、」からのところがその解決に向けた方向性を記載しております。また、23ページ前段部分が、現在、区として取り組んでおります事業を紹介しております、こうした取組を踏まえ、今後施策として展開していく必要のある事項を「+Actions」という欄、施策展開の方向性のところに記載をしている、そういったつくりになっております。

簡単ですが、説明は以上です。

○たかざわ委員長 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

○林委員 少々お時間を頂きながらです。進捗状況のところでは、まあ、いい方向なのかなと思ったんですけど、これ、素案出てきて、正直言ってびっくりしたんで、大綱と分けたほうがいいんだったら、大綱から行きます。

大綱の案、別に課長だけが悪いんじゃないんで。これを見て、実は第4次基本構想のときも区民の方が同じことを言ったんですよ。この文章を見て千代田区と分かるところはありますか。この千代田区というのをワード変換して、中央区とか新宿区にしても、江戸時代以来文化があったとか、全部通じちゃうんですよ。どこを読み取ると千代田区の教育方針というか、大きな大綱になるんでしょう。

○原水教育政策担当課長 大綱に関してのご意見ですけれども、現在、この大綱案につきましては、総合教育会議を通じまして、区長、教育委員と協議を行っているところですが、教育委員の方からも同じような意見を頂いておりますので、そうした意見を頂きながら、この修正、ブラッシュアップのほうを図っていきたいと考えております。もう少し区民の方に千代田区としての特色といいますか、そういったものが分かりやすく修正をかけていければと考えております。

○林委員 修正は大いにしていただきたいんですけども、この文章、大綱の文章で、どこを見ると、ここが千代田区なんだと、千代田区の教育なんだというのを読み取れる箇所になるんですかと。教育と文化の千代田区宣言は別途ですよ、これは、宣言のあるものなんで。そこ以外で、どこを読み取れば千代田の教育になるんでしょうか。

○原水教育政策担当課長 例えば「教育と文化のまち千代田区宣言」の内容ですとか、また基本的方針のところの、0から18歳までを見通した子育て支援、教育を継続していくですとか、そういったところに千代田区としての特徴は盛り込んでいるつもりですけども、教育委員の方からも言われておりますが、もう少し千代田区としての特色というものが明確に分かるように修正していければと考えております。

○林委員 教育と文化のまち千代田区宣言というのは、先人たちが公共施設適正配置構想の折に、様々なことを考えられて、議会と共に宣言をしたと。これは、一つ、千代田の基礎的ベースとなっているんで、そんなおっしゃるんだしたら、この大綱もそのまんま教育と文化のまち千代田区宣言の抜粋を掲げたほうが、もっと分かりやすいんじゃないのかな

と思うんですね。

ブラッシュアップというんで、資料の1-1を見ると、すぐに総合教育会議、教育委員会、パブコメとなっているんですけど、ここはちょっともう少し時間を置いた形でやらないと、まあ、5か年計画、分野別の体系図に基づくと、この大綱もそこに関わる大きな柱になるわけですから、ここは一呼吸置いてやられたほうがいいんじゃないのかなと。今までの説明と大分そごがあるんでね。なんですが、どうですかね。

○原水教育政策担当課長 あくまでもこのスケジュールについては予定ですので、もし議論が必要ということであれば、総合教育会議ですとか教育委員会のほうをもう少し開催いたしまして、さらに内容については検証していきたいと考えております。

○林委員 すごく、じゃあ、違和感あるところだけ、大綱について、ぱっと行きます。

冒頭の「近年」というのもすごく違和感あります。気候変動というのは、かなり長い年月になってきているんで、ここは違和感あるなど。

で、ここの中段、2段目、3段目というのは、これ、どこにでもあることなんで、もう少し千代田区に特化した形の、要は明治以来、番町小をはじめ錦華小学校もできた。教育寺子屋もあったと。昌平何とかというふうなのもあったと、歴史的な。要は、歴史のものを、固有名詞も出しているのか、出していけないのか、どうか分からないけれども、千代田区らしい、これがあるから千代田区なんだという大綱にしてもらいたい。

で、5段目の「最善の利益」という表現方法。子どもたちに不利益を与えないということもあるんですけど、利益のためにやるというのは、ちょっと違和感があります。

次の段落へ行くと、「成熟した文化を礎に、特色ある文化」って、何を言っているかよく分からないんですよ、特色ある文化って。特色ある教育とかはいいんでしょうけど、大綱にふさわしいのかなと。

最後のフレーズも、「景観、史跡が存在しています」みたいな感じで、うん。で、どうなんですかと。次のフレーズも、「特色ある商店街」って。これ、多分古書店街とか文化的なものを言いたかったのかもしれないですけども、それ以外に特色があるんだったら、丸の内の仲通りでもいいんでしょうし、何かこう、教育と関わりのあるものにしなくちゃいけないのと、「独自の地域文化が形成されています」と、これ、一体何を指すのかなと。

で、次の段落へ行くと、「新たな文化」って。そんなニューカルチャーを創出するのが教育なんですかというのと、次の段でも、最後のところで、「願ってやみません」と。これ、就職試験を受けて、ご活躍を祈念しますみたいな感じになってしまうと、願うよりもちゃんとやってくださいよと区民の人たちは当然思うし、子どもたちなんか意見表明できないんだから、そんな、大人たちが願っているぐらいだったらやってくれよと、当然思うんじゃないのかなと。

次のページに行くと、やっぱり「教育と文化のまち千代田区宣言」、ここをもう少し上段に持っていかないと、最後にまとめみたいな形で、アリバイでやられても、非常に先人たちが嘆いちゃうんじゃないのかなと。もう冒頭ですよ。決算のときに大串議員が言った、事務事業概要の1ページ目からあったのが消えちゃったと。それと同じような扱いで、アリバイ的にただ使っているだけなのかなとというのがあって、この辺を踏まえるのと、あともう一つ、子どもたちが健やかに育つようにと、条例が千代田区には独自に掲げられているんですよ。それを記載しないで、何を指すのかなと、大綱で。

というのが、大綱についての練り直しをぜひお願いして、これお願いですけれども、もう一回ちょっと改めて、これ、パブリックコメントに出したりする前にこの場に出して、点検作業というか、確認作業を共有にしていきたいと思うんで、お答えも含めてお願いいたします。

○原水教育政策担当課長 いろいろご指摘ありがとうございました。頂いたご指摘等を踏まえまして、検討していきたいと思います。

パブリックコメントを出す前に常任委員会のほうで確認ということであれば、ちょっとスケジュールのほうを検討させていただければと思います。

○たかざわ委員長 じゃあ、これ、直したの……

○亀割子ども部長 委員長、子ども部長。

○たかざわ委員長 はい、担当部長。

○亀割子ども部長 すみません。答弁を補足させていただきます。

大綱、意見ありがとうございます。我々の思いとしましては、前回の常任委員会でご説明したとおり、現在の大綱は大分年数もたっていて、社会状況が変化しているね、これまでやってきた教育展開の成果検証はどうだったんだろうねということ踏まえて書く。特徴としては、権利擁護を入れていく、それから教文宣言について、もう一度文化と教育のあり方というのをやっていこうという、大きな目玉の下につくって、様々な議論を重ね、こういう要素、ああいう要素ということを議論の中で兼ね備えた上で、こういう文章になっております。

で、今のご指摘を踏まえて、改めましてここまで来たんですが、意見を出したほう側からもやっぱりちょっと若干、林委員と同じような指摘を受けていますので、今後、総合教育会議をこれから展開したり、教育委員会の中でも議論していきます。今頂いた意見も踏まえまして、少し改定をして、パブコメの前に再度お示しをして確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○林委員 大綱について、何かあれば。（発言する者あり）ない。じゃあ、ないんだ。

いいですか。

○たかざわ委員長 どうぞ、林委員。

○林委員 大綱については、じゃあ練り直しということで、次回期待しております。

次が、教育振興基本計画、これ、法定で努力義務なんでしょうけれども、要は千代田の場合は、石川区政のときは、基本構想があって、基本計画があって、その下に推進プログラムがあって、個別具体的な施設整備計画と事業内容があった。で、それはなくなっちゃうと、区政が替わって。それはそれでふわっとした形で、いいんですよ、流用ばかりしない、しっかりした区の職員の方たちが事業を支えておられれば。ただ、決算を見るとそんなこともなかったんで。

まず一つの、1-3の現状分析、背景なんですけれども、ここの背景を見ても、年少人口増加への対応って、これは、千代田だけではないけど、千代田と都心のところは当てはまって、あとのところは千代田のものなんですかね。読み取れないんですけども、どういふのでこの列挙された社会的背景になっているんでしょうか。日本国の背景と千代田区の背景とそれぞれ違うと思うんですけども。

○原水教育政策担当課長 今、5ページからの策定の社会的背景の部分かと思います。い

ろいろ千代田区の状況を反映しているものですか国内の状況を反映しているもの、または世界的な状況を反映しているものとかというところがありますが、結局行き着くところは、ビジョンにおけるこの基本理念ですとかめざす子どもの姿、また、そのめざす子どもの姿を達成するために実施していく基本的取組の方向性、そういったところを検討するに当たって、影響があるような内容を記載しているところです。

○林委員 そうすると、これまでこの常任委員会で資料等々も出したり、やっていただいた、一つが教室不足、学校の。これも背景として入っていない。あるいは個別的にさくらキッズみたいなああいう施設も、決算のときもあったように、もう明らかにぱんぱんで、もう、場所をどうしようとなっている。これも入っていない。学校の敷地面積等々、それも出してもらった。これも入っていない。要は、千代田固有の、人が増えてきて、今まで14校あったのを8校にしちゃった、学校統廃合した後人が増えちゃった、と。で、石川雅己さんという人は、8校体制を維持しますよと。少なくとも自分の区政のうちはとやったんだけど、それも書いていない。統廃合していくのか、教室不足だから学校を増やしちゃうのか、方向性もビジョンも何にもない状態なんですよ。

ただ、SDGsだとかグローバルだとかは誰でも言えて、渋谷区でも通じるし、港区でも通じるし、文京区でも通じるし、もっと言やあ、ほかの自治体、都内じゃなくても通じるようなことを教育ビジョンですと、分野別計画ですと。これで5か年の方向性をイメージしますというのは、背景自体の、もう、この後もあるんですけども、問題意識がかなり欠如しちゃっているんじゃないですか。

で、加えて言うと、僕、こういったビジョンというのは、東京都から優秀な職員の方が来られて子ども部に配属されたときに、ぱっと流し読みすると、あ、千代田区はこんな方向を目指しているんだなと分かるようなもの。それは区民の方も分かるし、保護者も分かるんですけど、これ見たって、千代田区の課題意識って何なの、ダイバーシティなんですかと東京都の職員の方が思われると、せっかく分野別計画をつくっても意味のないものになってしまうので、この背景というか、基礎的な問題、課題意識について、どうしてこんなになってしまったのか、理由をご説明ください。

○原水教育政策担当課長 策定の社会的背景の部分につきましては、策定に当たって考慮すべきというんですかね、社会的背景を記載しているものでありまして、例えばめざす子どもの姿ですとか基本的方向性のところには、今、林委員おっしゃっていただいたような内容を記載しているかと思っております。何ていうんですかね、記載方法として定性的な内容なので、はっきりと分からないというところがあるかと思うんですけども、今後予算を計上させていただいた際に、ビジョンと併せてまして、取組内容について確認していただくことで、明確になっていければなと考えております。

○林委員 ちょっと、いや、方向性を示す、いいんですよ。ただ、方向性を示すときに、現状分析が必要なんですよ。子どもの遊び場はないんですよ、ボール遊びできる場所、ないんですよ。だから、ビジョンとして、子どもの遊び場を増やしてこうしようとか。学年全員お休み時間、校庭に出られないですよ、校庭が狭くて、子どもの数が増えちゃって。何曜日だったら僕行けるとか、私行けるとか。校庭が狭い、だから教育環境の学校整備をこうやっていくんだというのを現状分析の出発点が5か年計画に書いていないと、本当にふわふわ。それ、モダンという言い方なのかもしれないけど、やっぱり分野別計画をしっ

かりしますと言っているんだから、ここの現状分析も練り直ししていただかないと、目指すべき方向性が、ほんと、ふわふわで。

千代田区はお金があるからいろんな施策とか事業にはお金を突っ込みますけど、環境には取り組めないんですよ。だって、遊び場はないんだから。滑り台をつくりたいとかボール遊びをさせる場所といたって、スペースがないからできないんですよ。そこを課題として、背景として、人口が増えてきたとか、子どもが増えてきた、1人当たりの遊び場が減ってきた。ここを入れずして、5か年計画として本当にあるのかなと。ふわふわのままでもいいというんだったら、それはそれで結構なんですけど、要は選挙のスローガンみたいなもんで、できもしないことを勝手にいろんなのを書いていく。そういうのがこの分野別計画とか教育ビジョンに当たるんですかね。これ、園庭の問題もそうでしょう、保育園の。全て子育てに関わるんだから。事前配付していただいてありがたかったんですけど、あんまりにもちょっと現状分析が今までおっしゃられたのとがらっと変わっているんで、何でこんなになっちゃったんだろうとすごく違和感があるんで、そこも説明していただければ。○原水教育政策担当課長 例えば37ページのところに、現状分析のほう为上段に書いてありますが、「子どもが安全で安心して学び、遊べる環境を整備していく必要があります」という現状認識の下、下段のところの「安全で安心して学び、遊べる環境の整備、放課後の居場所づくりを進め」ていきますというようなことで、記載のほうはさせていただいていると考えています。

社会状況の変化などに柔軟に対応できるように、こうした方向性という記載方法になっておりますが、その具体的な取組については、毎年度の予算で明示していきたいと考えております。

○林委員 まず37ページの話で行くと、場所がありゃ、いいんですよ。ないんですよ。質の高い遊び場といたって、ないんですよ、スペースが。そこを課題意識として置いておいて、あとは毎年の予算編成でもいいと思うんですけど、ここが問題、あそこが問題という課題意識が、あまりにもちょっとこのビジョンでなさ過ぎるのかなと。

質の高い子育てで、現場は本当に見てもらいたいぐらいですよ。ほんとかわいそうだと思いますよ。遊び場、ボール遊びをしても怒られちゃうしね。遊べる環境の整備って、場所ないのにどうやってやるつもりなんですか。

じゃ、そこを、ないというのは、ないと書かないと、5か年計画にならないんじゃないんですかと言っているんで、ここをもう少し背景とか現状分析を練り直したほうがいいと思うんですけど、どうですかね、これでもう突っ走ってしまうんですか。

○原水教育政策担当課長 このまま、突っ走るつもりは毛頭ありませんので、頂いたご意見ですとか、また教育委員会の中でさらに議論を深めまして、記載内容については、追記とかブラッシュアップしていきたいと考えています。

○林委員 そうすると、37ページの個別具体的なところへ行くと、学童クラブの施設と在籍数の推移って。これ、学童クラブで、行きたい学童クラブに行けないんですよ。学校内学童で、広いところで遊びたいという児童が行けないんですよ。ここを、環境を何とかしなくちゃいけないというのが、多分5か年計画で最もやらなくちゃいけないこと。放課後の子ども遊びも同じですよ。ないんですよ、スペースが。これ、充実しましたってどうしようもないんで、課題意識はやっぱりしっかりしていただかないと困るんで、そこを一

つね。

で、もう一つ、基本的方向性って、資料1-3の最後のところで、軽井沢という文字が出ています。これは、軽井沢は取り組んでいただいて大いに結構なんです。ただ、軽井沢だけじゃないんじゃないんですかと。和泉小学校、全然検討が入っていない。麴町小学校、教室不足。番町小学校、老朽化。九段小学校、体育館が地下にあって、カビが生えちゃったりするし、放課後の校庭開放もなかなか人工芝でできない。教室不足にもなりそう。富士見小学校、ここだって天然芝があるし、複合施設になっちゃって、もうキャパオーバー。お茶の水は、まあ造っていますからいいですけど、千代田小学校だってキャパオーバーだし、困っちゃっていると。昌平小学校はそろそろ建て替えですし、土地を、せっかく区立外神田住宅が入って、今後拡張性が出てくると。全部の施設、学校。

で、個別で言うと麴町保育園だって、園庭、午後使えません。四番町保育園、仮園舎のままです、5か年以内に何とかできませんかと。神田保育園だって、もうちょっと拡張できないですかと。120のキャパ、定員になっていますけど、ダウンサイジングできないかとか。

全部が全部列挙しないと、やっぱり今通っている子たちがいるんだから、で、不満を持たれてもう我慢している子たちがいるのに、どうしてここだけ出てしまうのかと。区内の区内にあるところを全部列挙してもらわないと、5か年計画にならないんじゃないですか。何で出ちゃったんだろうというのも併せてお答えください。

○原水教育政策担当課長 まず、軽井沢の件につきましては、基本的方向性の七つ目、37ページの後段におきまして、「子どもが宿泊行事を通じて、普段の生活では触れることのできない自然体験や様々な教育活動が可能となるよう、環境の整備を推進していきます」ということを記載しております。軽井沢という名称を出してしまったのは、区で所有している宿泊行事施設が軽井沢少年自然の家のみだったということで記載してしまいましたが、記載内容については、全体のレベル感の整合性を図っていく必要はあるかと思しますので、基本的な方向性ですとか施策展開への方向性ということで、方向性を示していくというところに立ち返りまして、内容につきましては、検討させていただければと思います。

○林委員 レベル感も確かに違い過ぎますし、まあ、教育と子どもの保育園の施設は別儀として、ずっと決算でも言ったさくらキッズはどうするんですかというの、どこを読み取れば、本当に本気になって、5か年計画でやるのかどうか。みんな、行きたくても行けない子たちがいる状況。これも書き込みの表現方法ですし、やっぱりもう一つが、ちょっと、場を書いていただいたのかね。要は公園とか遊び場ですよ、外遊びできるところ。ここもないわけなんですよね。

本当に個別具体的に入れるんだったら、全部入れたほうがいいと思うんです。それは、分野別計画でしっかりと、今後5年間、千代田区は取り組んでいきますと、学校改修で行くと和泉小学校、5年間、全力をかけて取り組みますというのを区民に向けても、都庁から来られる優秀な職員の方にも一目で分かるような状況に。で、財政規模は、また年度でやればいいんでしょうけども、方向性を示すような形にしないと、これ、ビジョンとかなんとかとなっても全然違い過ぎてしまって、どうしようもなくなってしまふんで、もう少しここも練り直しで行けますかね、表現方法も含めて。

○原水教育政策担当課長 記載内容、記載方法といたしましては、先ほども答弁させてい

ただいたとおり、社会状況の変化に今、柔軟に対応できるよう、定性的な表現にしていくということで、記載のほうをしておりますので、そのレベル感に合わせていきたいと考えています。個別具体の小学校ですとか遊び場の内容などにつきましては、予算編成の中で明示していく、また予算編成の複数年度計上などにより、いつまでに何をというところが確認できるようにしていきたいなと考えております。予算を計上させていただいた際にビジョンと併せて確認していただくことで、その辺りが明確化していければなと考えています。

○林委員 そうしますと、練り直しのときに、次回出てくるときは、分野別計画だけハードなところ、ここは記載しないと、方向性だけ、ソフト面だけ、こんなのがあったらいいなとか、事業としてはこうだったらいいなというのを相対的にビジョンとしていて、施設整備、教室不足だとか校庭不足だとか、そういったところの施設、まあ軽井沢も含めてですけど、こういったのは別の計画、ここでやっていく。そういう受け止めでよろしいんですか。

要はふわふわの状態と一部だけくっきりしたのと、支離滅裂なような感じになってしまうんですね。特にさくらキッズなんていうのは、これ、重点項目で、どこかに記載しないと、これ、多分永遠にできない解決だと思いますよ。お金を配れというもんじゃないんですから。

○原水教育政策担当課長 記載内容、記載方法といたしましては、個別具体的な名称は記載せず、例えば先ほどの軽井沢については、そういった書き方はせず、内容のほうをブラッシュアップしていきたいと考えています。

また、子どもの遊び場ですとかさくらキッズですとか、そういったところにつきましては、名称を出さずにハード部分の整備についても、例えば37ページの質の高い子育て・教育を支える環境の整備というところに記載のほうを追加していければなと考えています。

○林委員 法定計画でしょ、努力義務も。で、本来であれば、本来であれば、教育の振興のために施策に関する基本的な計画、これはもうハード面なんですよ、普通に考えると。だって、事業のところというのは、毎年で何とかできちゃうから、基本的な5か年計画でここの学校を整備しますとか。だけど、それをやると苦しくなっちゃうというんだったら、それは別儀にするんですかと。表現方法じゃなくて、ふわっと、ソフト面だけをこのビジョンにするのか、それとも本来あるべき姿の分野別計画の5か年計画のような形にするのか。それは、セパレートするんだったらセパレートするでいいんですよ、分けてもらえれば。毎年計画の見直して、大変なんでしょうから。ここを分けなくて一緒くたにしようとすると、ハード面まで入れようとすると、相当な精査が必要だと思いますよ。ニーズ、金額、基金がどうなんだとか、全部入れなくちゃいけないから、私立園の補助体制も含めて、学童のあり方を含めて。こんな短期間にふわっとしたものでどうですかとなったら、やっぱり5か年計画なんで、痛い形になるんで、ここは分離をかけてくるんですか、どういうふうに内部調整されているのかというのが、ちょっと理解しづらいんで、分かりやすくかみ砕いて説明してください。

○原水教育政策担当課長 基本的方向性、施策展開の方向性につきましては、中期的な視点というところで、概ね5年先を見据えて、めざす子どもの姿を実現していくために必要な取組の方向性を示しております。そのため、具体の取組に関しましては、毎年の予算等

で示していきたいと、そういう形で考えています。

○たかざわ委員長 担当部長。

○亀割子ども部長 子ども部長です。答弁を補足させていただきます。

今回、お出ししておりますこの子育て・教育ビジョンというものが、改めての位置づけなんですけども、これは、今、区のほうで策定しております基本構想も類似した考えだと思います。行政計画、基本的に目的を設定し、目指すべき方向を明らかにするものです。で、これを区民等に説明責任を果たすということで、従来でございますと、方針、それから指針、構想的なものを示して、事業内容を具体化したものと、計画期間を定めて、いつまでにどういうことをするんだよということでお示しをしてくれているという経緯があります。これがオーソドックスに、計画というものはこういうもの、計画に記載されるものもこういったものであります。

我々がかねてからこちらの改定を検討する中で、やっぱり時代状況の変化が著しいということと、計画は時点での最善の方策としてお示しをするんですが、もう、1年もたたないうちに陳腐化してしまうということで、そのごを説明しながら施策を展開していく、あるいは元の計画を改定するといったことの労力と混乱を招くようなことということであるならば、方向性と指針のところにとどめまして、それを受けた形で、毎年の予算を中期的な取組を見せることで、区の課題認識と対応ということを示す。ひいては、それがその方向性に合致しているよという形で、大きく構造を変えた形でお示しをしたいということで、今回取り組んでまいりました。ですので、こう、ふわっとした形で。したがいまして、ハード面というのはきっちりしているの、記載内容がふわっとしている、すなわち全てソフト面というようなことに見られてしまうということは、ご指摘のとおりかなと思っています。

したがいまして、我々のほうではそういったところですので、これからハードの細かい部分をここに落とし込んだり、遊び場を5年間でどういうふうに面積を確保していくかというところは、どだい作業的にも難しいです。これ、令和の元年度に計画期間も切れていきますので、早急に改定をしなければいけないということと、やっぱり時代状況、教育展開に関わるような、ICTですとか、包摂性だとかというところは、大きな社会状況の変化として、ここは受けなきゃいけないというところをまずは特徴的に書く。で、具体の千代田の課題と取組については、今、担当課長が申し上げたとおり、予算の中で展開して、セツトでお示しをしたいなという思いで策定しました。

ただ、今、数々のご指摘を頂いておりますので、少し、このビジョンに書いてある記載の内容を私が申し上げたレベル感として統一をすることと、あとは、そうは言え、ある程度5年間は間違いなだろうという大きな課題ですね、遊び場ですとか学校の教室ですとか、ハード面の環境整備という大きな課題についても少し触れながら、あまりにもそこを書いていないと、確かにこれ、どこの区のものだか分からないということもありますので、そういったものも少し工夫して入れながら、全てのハードの計画的な5年間というものは記載できないですが、そういったものも踏まえて、少し改定していきたいと考えています。

○林委員 分かりました。ハード面のところというのは別儀でという形なんですけども、そもそも論で、これ、区長が替わったんでね、教育長も替わったんで、この5か年計画、千代田区子育て・教育ビジョンで、8校体制に変化があるのか、ないのかとか、三多摩で

ちょっと問題になっていますけど、保育園。区立保育園4園、ここに変更はない、堅持していくのかとか。ある程度骨格だけは入れないと、これ、小学校の数を増やしちゃうんだったら、教室不足は解消になるかもしれないけれども、大きな区政の方針転換になるし、逆に統廃合をかけて、もっと高いビルにするとかになってくると違うんで、どこのレベルまで位置づけて、大方針として掲げられるのかなというのが見えてこないんですよ、ソフト面ばかりになってしまうと。そこの最低レベルの、今ある施設、園、学校、ここはどうする、こうする。児童館まで入るとまた経営戦略に入っちゃうのかもしれないけど、僕は区立の児童館があって大いにしかるべきだと思いますよ。これだけ遊び場がないんだから、子どもたちは。そこは、位置づけは書き込まれるようなものになるんですかね、ビジョンとはいえ。

○原水教育政策担当課長 例えばビジョンの25ページのところに、施策展開の方向性といたしまして、「0-18歳までの子どもの発達と学びの連続性を踏まえ、体系的な教育・保育を実践する」というようなところで、そういった8校8園体制というか、そういったところは表現しているつもりですけども、先ほど部長のほうから答弁させていただいたように、内容につきましてはもう少し精査しまして、そういった5年間、5年先を見据えて変わらない部分とかについては、明示していければと考えています。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 はい。お待たせしました。

○たかざわ委員長 牛尾委員。

○牛尾副委員長 はい。私も、事前に配付されましたので読まさせていただきました。

それで、私もこれを読んで、こう、まあ、悪い言い方だけど、上から目線だなというふうに見えちゃうんです。この背景でもいろいろ書いてありますけれども、子どもの今置かれている状況というのがないなと。子どもの視点ですよ。で、今、子どもの貧困率というのも社会的に大きな問題になっている。まあ、千代田ではどこまであるのか分かりませんが、それでも大変な状況のご家庭の子どももいらっしゃる。あと、不登校の問題も、今、社会的に問題になっていますけれども、千代田区でもかなり不登校も増えてきている。

そうした子どもたちに対して、めざすべき子どもの姿がね、失敗を恐れず忍耐力を持って、意欲的に取り組むことができる人とかね、自己肯定感——自己肯定感も確かに日本は低いですよ、子どもの。そういった問題の背景というかな、現状分析の中に一言もないし、何か子どもに、自分で頑張れというような、そういうふうに見えちゃうんですよ、これを読むと。やっぱりそうした子どもたちに、大丈夫だよと、地域や社会、行政が支えるよというような、そういう視点が本当に何かないなというのがあるんですね。子どもの置かれている状況というのをどのように捉えているか、その視点が本当にないなと思うんですけど、そこはどうなんですか。

○原水教育政策担当課長 ビジョンにつきましては、教育委員会といたしまして、区の教育行政に関してどのような将来像を持って、その実現に向けて、どう施策を展開していく予定かというところの方向性を示しております。そのため、めざす子どもの姿ですとか、そういった、千代田区教育委員会として千代田区の子どもたちをどう育てていくかというような視点に立った記載内容となっているのかなと思います。子どもの置かれている状況

ですとか、そういったところにつきまして記載がないというところのご指摘ございましたので、必要なものが入っているかどうかというところは検討していきたいと考えています。
○牛尾副委員長 そこだけ。

○たかざわ委員長 いいですか、よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、今、様々ご意見が出ました。それを受け止めていただいて、改めてパブコメの前に確認させていただきたいと思います。

それでは、（１）（仮称）千代田区教育と文化に関する大綱及び（仮称）千代田区子育て・教育ビジョンについて、質疑を終了いたします。

次に、（２）番、認証保育所等の単願申請制度について、説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 それでは、教育委員会資料２－１及び２－２に基づきまして、認証保育所等の単願申請制度につきましてご報告をさせていただきます。

一つ目として、事業概要でございますが、認証保育所等を単願で希望し入園した場合の保育料につきまして、これまで認可保育園を利用した場合と比較し５割減額する補助事業を続けてまいりました。そちらの対象は、新規の０歳から２歳児クラスで、４月入園として認証保育所等と新たに契約を行う単願申請者の方。それと、併せて、認可保育所等の入所要件を満たしている方ということでございました。

こちらを見直す理由でございますけれども、本事業につきましては、平成３０年４月から待機児童対策の一環として実施していた事業でございますけれども、近年は、認可保育園にも空きが生じている状況でございます。導入の目的自体は達成されたということで、令和５年度申請までで本事業を終了させていただくものでございます。なお、令和４年１２月２３日までに認証保育所等と入園契約を行った園児につきましては、認可保育所等への転園申請をしない限り、保育料が無償化となる３歳児になるまで本事業を適用させていただくものでございます。

周知につきましては、令和５年度の保育園・こども園等の入園案内について、チラシを挟ませていただいて、周知を行わせていただきます。

その他といたしましては、認証保育所等に在籍する区民に対しての、認可保育園を利用した場合と比較し保育料が２割安くなる補助制度がございます。こちらにつきましても、補助金の見直しの一環として別途検討させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、教育委員会資料２－２が令和５年度の入園案内に挟み込む周知チラシの案となっております。入園案内につきましては、また作成いたしましたらポスト投函させていただきます。

簡単ですが、ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（２）認証保育所等の単願申請制度について、質疑を終了いたします。

次に、（３）保育園の閉所について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 保育所の閉所につきましてご報告をさせていただきます。教育

委員会資料3をご覧ください。

東神田にございますあい・ぽーと東神田につきましては、平成25年9月2日より、区の家庭的保育として運営をしまいましたが、このほど、資料の項番2に記載の理由のほか、昨今の保育需要の低下などのことから、来年度以降、保育所運営を継続していくことが困難になったということでございまして、事業者の代表の方と協議をいたしまして、令和5年3月31日をもって閉所をするということになったものでございます。

現在、1歳児の児童の方が3名在籍されておりますけれども、来年の転園に向けては、不便がないよう配慮をしまいたいというふうに思っております。

このほか、閉所の施設の概要等については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。質疑をお受けいたします。

○牛尾副委員長 今、1歳児の方3人で、来年4月以降配慮をしようと言われておりますが、この今、通園している3名の保護者の方々は、要するに保育園にほかがないからここを利用しているのか、それともこういった小さい環境で、家庭的な環境で保育をさせたいからここに来ているのか、どちらなんですか。

○たかざわ委員長 分かりますか。

○湯浅子ども支援課長 基本的には、ポイントなどにもよりますけれども、優先順位をいたしまして、結果的に今現在入れる中で、ご希望されている園に行っているものと認識してございます。

○牛尾副委員長 いえ、この3人ですよ。3人はまだ通っているわけでしょう、あい・ぽーと東神田に。あい・ぽーと東神田で保育してほしいということでここに来ているのか、それともほかの園を希望しているんだけど空いていないからここに来ているのか、どちらですかという話。

○湯浅子ども支援課長 具体的に申し上げますと、例えばいずみこども園に行きたいとして、そこが定員で入れない。第2希望として、こちらにあい・ぽーと東神田があって、そこなら入れるといった場合はこちらに入ります。

ですので、今、ちょっと確認はしていませんけれども、私の記憶の中では、第1希望じゃない方も入っていらっしゃる。両方混在しているというような状況でございます。

○牛尾副委員長 要するに第1希望に入れなくて、第2希望でここだから、ここに入ったという方は、ここは閉まった後、第1希望のところ为空いていればいいんだけどね。そこは多分、ポイント加算かなんかで入りやすいようにするわけでしょうが。

ただ、こういう家庭的なところで保育をしてもらいたいということで入っている方々が、じゃあ、次、大人数の保育園に行かせるのがどうなんだろうというふうな、お悩みになるのかなと思うんですけれども、そうした保護者さんとか子どもさんへの対応というのはちょっと考えてもらわなきゃいけないかなと思うんですけれども。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね。保護者の方のご要望をしっかりと聞きながら、丁寧に対応をしまいたいというふうに思っております。

○たかざわ委員長 はい。よろしいですね。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、保育所の閉所について、質疑を終了いたします。

次に、（４）令和４年度及び令和３年度学校・園・館行事等の実施状況について、説明を求めます。

○大塚学務課長 それでは、令和４年度及び令和３年度学校・園・館行事等の実施状況について、教育委員会資料４に基づきましてご説明いたします。

小学校・中学校等の宿泊行事や学校行事等の令和４年度及び令和３年度の、令和４年１０月１日現在の状況をまとめましたので、ご報告をさせていただきます。

資料は、１ページから順番に、１ページ、小学校、めくりまして、２ページ、中学校、中等教育学校、３ページ、幼稚園・こども園。おめくりいただきまして、４ページ、保育園、５ページ、児童館の状況を記載させていただいております。また、いずれも上段左から、区分、行事名、対象、令和４年度日程、変更等、令和３年度、備考の欄となっております。

なお、変更後の欄が空白となっている部分は、当初の予定どおりに実施した、あるいは今後実施予定となっているものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○たかざわ委員長 はい。説明を頂きました。質疑をお受けいたします。

○牛尾副委員長 これは、決算の総括でも議論になりましたけれども、九段中等の海外研修で、今の円安状況では積立金じゃ足りないというような話がありましたよね。仮にこの予定どおり行くのであるならば、何というか、その差額というか負担が増えるところについては、区としてどのような対応をしようとしているのかな。（発言する者あり）

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 積立てにつきましては、オーストラリアについて、１年生から３年生まで、計３２万円を徴収しております。しかし、為替レートがかなり円安になっているとか、あるいは燃料サーチャージが高騰しているということもございまして、業者、旅行会社からは、現時点で行こうとすれば４０万円近くなるのではないかといいうふうに言われております。

しかし、今回につきましては、お金もさることながら、現地の受入れ態勢、あるいはコロナ関係で、帰国するときもいろいろな、陰性証明とかということもございまして、いろいろなことが絡みまして中止という形になったものでございます。

以上でございます。

○たかざわ委員長 中止なんだ。

○牛尾副委員長 中止。

○たかざわ委員長 牛尾委員。

○牛尾副委員長 いや、その中止というのは聞いたんですけど、今後ですよ、今後。で、簡単に収まっていくとも思えないし、そこはどう考えているのかなと。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 おっしゃるとおり、来年度につきましても、どこまでコロナが収束しているのかは予想つきませんし、あるいはオーストラリア自体の受入れ態勢として、どこまで許容するのかというところは、（発言する者あり）はっきりしていない状況です。

しかしながら、やはり、修学旅行というような、まあ、研修旅行ということでございますので、単純にお金が高くなったから中止というふうになるのかというのは、現時点では見通せないところはございますが、基本的には行く方向で検討すると。で、当然ながら、やはり修学旅行でございますので、早い段階で諸般の事情を考慮しながら、行く行かない等を検討するものというふうに思っております。

また、経費の面につきましても、（発言する者あり）不足する分につきましては、来年度から、ちょっと割増しの徴収を図る可能性もあるというふうに認識しております。

○たかざわ委員長 現地の受入れ態勢というのは、ホストファミリーの関係ですか。確保できないということですか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 ホストファミリーもそうですし、あるいは、団体旅行ということもございまして、向こうの教育省の対応も、まだはっきりしていないような状況でございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○林委員 資料をまとめていただいて、ありがとうございました。小学校、大分形式は変わっているんだけども行事は何かという形で。で、来年度に向けてで、最後、児童館のところ。令和3年度がほとんど中止で、令和4年度が予定なしと。様々な、特定多数というのかな、地域の子どもたちが集まるイベント等々で予定なしとなっているのが多いんだけど、来年度は予算づけ等々をやられていくのか、まあ、注力ですよね。子育て環境をアップさせるには、どういう方針を立てられているのか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 児童館の行事につきましては、コロナの感染拡大の影響ということでこれまで中止ですとか、今年度も予定なしというところがあります。で、来年度におきましても、まだコロナが収束したわけではありませんので、例えば、なかなか、遠足、バスを借りてというところ、そういったところはちょっと難しいのかなというお話ですとか、ただ、一方で、児童館まつりというところで、地域の皆さんも楽しみにしていられるところ、こういったものは頑張っってやっていこうといったような話は、現場の職員ともしておるところでございます。

○林委員 いや、そうではなくて、コロナ前のような形で充実した予算立てはして、やるやらないは別にするのか、もうぱっきり、まあ無理だろうみたいな形で切っていく方針なのか、どちらなのかなというのが、最初に聞いたことなんですけれども。

○吉田児童・家庭支援センター所長 予算といたしましては、基本的には今年度のものを踏襲していきたいと思っております。ただ、何か状況がよい方向に好転して、何かこういったこともできるんじゃないかというふうな状況になれば、またそこは柔軟に対応していきたいと思っております。（発言する者あり）

○亀割子ども部長 今、所長申し上げたとおり、コロナ禍であろうと児童館事業の予算で計上し続けておりました。で、毎年毎年その状況の変化によって、すぐに事業が実施できるように予算計上しておきまして、来年度につきましても、当然のことながら、年間通して、コロナがないという前提でのイベント、児童館事業の実施の予算を計上していく予定でございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○たかざわ委員長 はい。

秋谷委員。

○秋谷委員 1点だけ。以前、林委員がおっしゃっていた運動会の動画配信、あれは何かこう、うまくいったり、問題がなかったりしたのかなという点を、ひとつ教えてください。

○大塚学務課長 運動会の動画配信の件でございます。一応、各学校での対応となっております。今年もそういった動画の配信等ですね、対応した学校もあると聞いております。ご指摘を踏まえて、学務課といたしましては、学校からのご相談、要望があったときには、予算的な対応も取るようにしてございましたが、今年度実施したところについては、具体の相談、予算の執行等についてはございませんでした。

○秋谷委員 コロナが落ち着いたりしても、働き方がいろいろあったり、その日に参加できないとか、行けないお父さん、お母さんいらっしゃると思うんで、今後もこの動画配信については、何ていうの、時代に合ったというか、その状況に合ったものを充実させていただけたらなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○大塚学務課長 ただいまのご意見、ご指摘を踏まえまして、今後、来年度以降、コロナの状況がどうなるのか、そして運動会についても、今ご来賓や保護者の観覧については制限が加えられたりしております。そういった動向も踏まえて、やはり今後、動画配信も、一つの地域の皆様を含めた周知手段としては有効だと思っておりますので、学校現場サイドの判断によりますが、教育委員会としてもそこら辺を連携しながら、今後展開を考えていきたいと思っております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

指導課長。

○山本指導課長 ただいまの学務課長の答弁、補足させていただきます。

今年度も、現状といたしまして、学校ではリアルタイムで、保護者の参観も可能としておりますけれども、同時にリアルタイムでの配信もしている学校もございます。また、それらを撮影したものを、後日、配付販売している、する予定であるというような学校もあるというふうに聞いてございます。（発言する者あり）

○たかざわ委員長 よろしいですか。

小野委員。

○小野委員 ちょっと先ほどの児童館の件なんですけれども、区立の児童館の日曜開館、ここはそれぞれ順番でということで、以前は対応していました。コロナ禍があって、いろんな状況が変わったと思うんですけれども、以前、区立の児童館については、日曜日、どちらも開けていただきたいということで一般質問でやらせていただいたことがあるんですけど、現状についていかがなのかというところをご説明お願いします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 区立の児童館では、日曜日ですね、各児童館、毎月というんですか、1回は開くようにしております、どの週もどこかの区立の児童館が開いているという状況でございます。で、来年度につきましては、今後、そういった日も増やしてほしいというようなお声もあるので、そこはちょっと職員体制も含めて、今後検討という状況でございます。

○小野委員 そうですね。日曜についてはそういう取扱いでしたけど、じゃあ次年度以降については、そのときは予算と人の兼ね合いで、ちょっと急には難しいということだったんですけども、次年度からは日曜の開館の日程がそれぞれ増えていくということですよ。今ちょっと聞こえなかったもので、もう一度、すみません、お願いします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 来年度につきましては、まだ、すみません、現時点で日曜開館の日数が増えますということは言えないんですけども、ただ方向としては、今後、拡大していけるように、ちょっと職員体制も含めて検討しているという状況でございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（４）令和４年度及び令和３年度学校・園・館行事等の実施状況について、質疑を終了いたします。

次に、（５）令和４年特別区人事委員会勧告について、説明を求めます。

○山本指導課長 それでは、私からは、令和４年特別区人事委員会勧告について、教育委員会資料５に基づき、報告いたします。

特別区人事委員会は、令和４年１０月１１日、幼稚園教育職員を含む職員の給与等について、資料にお示ししている内容の勧告を行いました。

項番１、給与改定の内容。（１）月例給につきましては、公民較差となっている８９６円を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる内容のものとございます。

具体的な給与の公民の比較及び初任給の改定内容につきましては、資料中段の表をご覧ください。まず、公民の比較ですが、民間従業員の給与平均は３７万９,４０８円なのに対し、幼稚園教育職員を含む給与平均は３７万８,５１２円であり、その較差は８９６円となっております。

また、今回の改定を踏まえた幼稚園教育職員の初任給の給料月額を例に取りますと、大学卒業者が現行１９万４,０００円なのに対しまして、改定後は１９万９,５００円となり、４,７００円の引上げ。短期大学卒業者が、現行１７万７,７００円なのに対しまして、改定後は１８万２,５００円となり、４,８００円の引上げとなります。

なお、今回の改定により、おおむね採用から１０年程度までの職員について、給料月額が引き上がることとなります。

（２）特別給につきましては、民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数の現行４.４５月から４.５５月に０.１月引上げ、支給月数の引上げ分は、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとしております。

（３）３月期末手当の廃止につきましては、令和５年度から０.２５月分あった３月期末手当を廃止し、６月・１２月期が均等になるよう、期末手当が年間２.４０月、勤勉手当が、年間２.１５月に配分することとなります。

（４）改定の実施時期につきましては、月例給の引上げは令和４年４月１日から、特別給の引上げは、改正条例の公布の日から、３月期末手当の廃止は、令和５年４月１日からそれぞれ実施するものとなります。

最後にこの勧告を受けての今後のスケジュールですけれども、区長会と特別区職員労働組合連合会との間で、給与改定交渉が行われてまいります。区長会といたしまして、この勧告を実施することになりましたら、給与条例の一部改正について、区議会定例会にご提案させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。

それでは、質疑ございましたらお受けいたします。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾副委員長 すみません。ちょっと、大きく変わるのが3月の期末手当の廃止ということですが、ここについては、何かこう、民間に合わせるとかそうした背景があるんですかね。ちょっと、この期末手当をなくして、夏、冬に振り分けるということの背景についてだけ、わかりますか。

○佐藤教育担当部長 この特別給、ボーナスと言われるものなんですけど、一般的に民間のボーナスは大体夏と冬に出るということで、公務員の場合、現行ですと4.45か月を3月にも振り分けていたんですけども、そこをなくすということで聞いております。

○たかざわ委員長 民間に合わすと。

○牛尾副委員長 民間。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、令和4年特別区人事委員会勧告について終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わります。

休憩します。

午後0時10分休憩

午後1時09分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

地域振興部の報告に入ります。地域振興部（1）指定管理者施設に関するモニタリングについて、理事者からの説明を求めます。

○小玉コミュニティ総務課長 それでは、指定管理者施設に関するモニタリングについてご報告をさせていただきます。資料といたしまして、A3判の地域振興部資料1-1から1-3までと、あと、A4判の参考資料といたしまして、地域振興部所管の指定管理者施設の事業報告概要をご準備させていただいております。

まず、私のほうからA3判の資料1-1に基づきまして全体概要をご説明しました後、資料1-2、資料1-3により、各施設について専門機関が行ったモニタリングの結果を、各所管の課長からご報告をさせていただきます。

まず、ご報告に入ります前に、お配りしたA4判の参考資料の書式につき、昨年までの書式と比べ一部改善させていただいた点がございますので、ご案内をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、参考資料の令和3年度指定管理施設に係る事業報告概要の施設名の千代田万世会館についてお配りしておりますが、その裏面をご覧いただきたいと思います。

裏面でございますが、7番、8番の点、若干、昨年度と比べまして修正しております。7の「区による評価・業務改善要求」、それと、8、「今後の指定管理に区が期待すること」ということで、こちらでございますが、昨年度までは、7番といたしまして、「区としての評価、今後の方向性」として一つの欄になっておりましたが、昨年、当委員会におきまして、評価と方向性の話が混在していて、オーダーなのかお願いベースの話なのか区別しにくいというご指摘を賜りまして、今年度より二つの欄に分けたものでございます。こちらの変更は、千代田万世会館の事業報告の概要だけではなくて、全ての指定管理施設の事業報告概要の書式に統一して採用し、このたび改善を図ったところでございます。

なお、事業報告概要のうち、特に説明が必要な箇所につきましては、後ほど所管よりご説明をさせていただきます。

それでは、モニタリングの全体概要につきましてご説明をさせていただきます。

地域振興部資料1-1「指定管理者施設に関するモニタリングについて」をご覧ください。まず1番、モニタリングの全体像でございます。区では、指定管理者制度を導入した施設におきまして、施設の管理運営状況を的確に評価、把握し、必要に応じて改善指導を行っていくために、区独自の制度といたしまして、定期的にモニタリングを実施しております。

モニタリングの内容でございますが、三つの柱から構成されております。（1）番、区としての責任の遂行。事業報告や現場確認を通じて、区の責任で事業の実施状況を確認すること。（2）といたしまして、区民・利用者の視点。利用アンケート等を通じて、区民の声を把握すること。（3）専門家からのアドバイス。経営状況であるとか労働環境について、専門家からのアドバイスを受けること。このような手法で運営状況を的確に把握・評価するとともに、必要に応じて改善指導を行っております。

次に、2、専門家によるモニタリングでございます。1の（3）専門家からのアドバイスとして、社会保険労務士による労働環境モニタリングと、公認会計士などによる経営財務モニタリングを定期的に行っております。

経営財務モニタリングは、施設の経営状況とリスク管理、事業展開のあり方について、利用者の声を踏まえてチェックするもので、労働環境モニタリングは、施設で働く従業員の労働環境をチェックするものでございます。これらによりまして、それぞれの実効性を確保しているというところでございます。

右側に移りまして、3番、労働環境・経営財務モニタリングのスケジュールでございますが、指定管理となって1年目に、社会保険労務士による労働環境モニタリング、2年目から3年目に、公認会計士などによる経営財務モニタリングを実施しているところでございます。

なお、指定管理期間が10年間の施設につきましては、5年ごとのサイクルで、このモニタリングを実施することとしております。

続きまして、各指定管理者施設のモニタリングのスケジュールでございます。右側の下の欄、表にしております。地域振興部所管の指定管理者施設につきましては、令和3年度、内幸町ホールが経営財務モニタリングを、千代田万世会館が労働環境モニタリングを実施いたしました。この後、それぞれの所管よりご報告をさせていただきます。

それでは、資料1-2、千代田万世会館労働環境モニタリングから説明をさせていただきます。

きます。

指定管理者が令和3年度に更新されまして、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の指定期間となりました。更新1年目ということで、労働環境モニタリングを行ったところでございます。

1、労働環境モニタリングの概要でございますが、令和4年1月28日～3月25日にモニタリングを実施しております。社会保険労務士が現地確認、書類審査、規程監査、事務担当者の面接、従業員の面接を行っております。

続きまして、2、モニタリングの流れにつきましては、記載しておるとおりでございます。

3、モニタリングの視点につきましては、四つの視点で調査を行っておりまして、その結果が右側の4番、結果（指摘事項と改善策）となっておりますが、そちらのほうに示されております。

4の指摘事項と改善策ですが、軽微な指摘事項が3点ほどございましたので、報告をさせていただきます。

まず、一つ目の丸のところでございます。就業規則が一部運用実態と異なる規定もあった。しかし、4月に改正の予定と確認されたということとなっております。

三つ目の丸でございます。パートタイム労働者の雇用契約書への労働条件の記載内容に一部曖昧な部分が見受けられたとのことですが、この点については、対応方法を検討していく意向が示されたという報告がなされております。

最後の四つ目の丸でございます。労働時間の時間管理は、原則1分で計算することになっておりますが、日ごとに15分単位の管理になっており、4月から改める予定であるとの報告があったところです。

所管といたしましては、今後、例月の月次報告での情報交換であるとか、改善計画の提出を求めまして、これらの指摘事項の改善把握に努めてまいろうというふうに考えてございます。

そのほか、（2）から（4）につきましては、問題がないとの評価を受けております。

最後に、5番、モニタリング結果の活用でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、労働時間の時間管理は15分単位になっておりましたので、実数に改めることにつきまして、15分未満の時間外労働も切捨てにならないよう、4月以降、報告を求めることとなっております。

なお、このモニタリング結果につきましては、当委員会でのご報告の後、区のホームページ上で公表してまいることを考えております。

コミュニティ総務課からの説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 文化振興課長。

○加藤文化振興課長 地域振興部資料1-3、令和3年度区立内幸町ホールの経営財務モニタリングにつきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

こちらの経営財務モニタリングの概要でございますが、こちらのほうは、方法としましては、先ほどコミュニティ総務課長が申し上げたとおり、経営財務でございますので、こちらについては、公認会計士による財務の状況をチェックしていただく。で、現地の訪問もしていただいて、分析をしていただいた結果となっております。

モニタリングの流れにつきましては、2番の図のとおりでございますので、こちらのほうはご覧いただければと思います。

3番の経営・財務の分析でございます。（1）としまして、施設の利用状況でございますが、やはりコロナ禍といったところで、利用者自らの利用を控えるためのキャンセルが多数発生しておりまして、令和元年、平成30年度と比べますと、利用率がかなり落ちてきているというところでございます。

また、②番の利用目的別件数、こちらにつきましても、ご覧いただいたとおり、令和元年、平成30年度と比べますと、かなり件数のほうが落ちてございますが、音楽だけは、何とか利用件数は少し維持できたかなという状況でございます。

その下の（2）の施設の収支状況でございますが、こちらにつきましては、最終的には何とか収入が上回って、5万8,000円でございますが、収入のほうが上回ったという状況でございました。

その右側の4番でございます。提言・アドバイス（事業の改善策）といったところで、3点からの視点でご指摘を頂いております。

（1）の運営業務でございます。こちらにつきましては、文化芸術プランや区の業務水準書の求める内容を理解して、適切な管理運営を実施しているというご意見を頂いております。また、そちらのほうで運営をつかさどってきた職員は、多くの知見や演出のアイデアを有しているが、若手職員に継承していくためにも、そういったものを計画的に研修などという形で、体系的な表記をしていくといいというお話を頂きました。

また、新型コロナウイルス感染症の今後が不透明ということで、明確な方向性が提示できないが、状況に合わせて、迅速で柔軟性のある対応の準備が必要だというご指摘でございました。

（2）の財務の状況でございます。内幸町ホール、施設のほうと、要は施設長と本社の管理部門とのほうで、収支の情報をシステムで共有しているのと、そちらのほうを連携してPDCAサイクルを回して、良好な収支管理を行っているというところでございます。オンラインによる月次報告会などを行って、収支の悪化を最低限に抑えているというふうなご意見を頂いたところでございます。

（3）の利用者サービスの向上といったところで、避難経路の掲示については、各楽屋の方に掲示するとよいというご指摘、また、ネット配信への対応についても、今後の需要の動向に注視するのが課題ですと。また、課題については、機材や技術の提供の改善が課題ですと。建てて、大体もう25年たつてございますので、そういった設備の老朽化といったところの改善といったところでございます。

それから、最後に主催事業は、様々な、イベントに限らず利用者のニーズに対応するための修繕、また新たな機器の導入、看板の作成など取組方があるというご示唆を頂いて、今後の施設の運営方法についてご示唆を頂いたという内容になってございます。

説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますでしょうか。

○牛尾副委員長 まず、このモニタリングの結果を受けて、区としても、ここで指摘されたようなことは、区として事業者のほうに、こういう指摘ありましたよねと、改善すべきところは改善してくださいねということで、区としても、まず事業者のほうに、運営事業

者のほうに意見を言うということによろしいですか。

○小玉コミュニティ総務課長 はい。おっしゃるとおりでございます、こういったモニタリングの結果につきましては、指定管理者と区で情報共有がされておりまして、今後改善計画を出していただいて、それに基づき、毎月の月次報告などで共有を図り、改善を図っていくという流れで考えております。

○牛尾副委員長 指定管理者の場合はこういったモニタリングがありますんで、労働状況、経営状況もちゃんと問題点が浮き彫りになってくるとは思うんですけども、決算の中でも議論になりましたけれども、委託の場合、こちらから業務を委託している場合というのは、こういう仕組みがないじゃないですか。で、ちょっと所管がここかどうか分かりませんが、そうしたところについての労働環境とか経営状況等を、区として知るすべといえますかね、それはあるんですかね。（発言する者あり）

○たかざわ委員長 答えられますか。

コミュニティ総務課長。

○小玉コミュニティ総務課長 今回、指定管理者のモニタリングということでご報告をさせていただいておりますが、委託の場合におきましても、本区公契約条例に基づきまして、労働関係の諸法令が遵守されているとか、そういったものをチェックを行いながら、的確に行われているものと確認しております。

○牛尾副委員長 例えばこの所管では、決算にも取り上げられたアーツ3331、ね、その状況についても、じゃあ、どのようにチェックしているのか。チェック体制がちゃんとあるのかどうか、その辺はどうなんですかね。

○加藤文化振興課長 決算の総括審議の中で、私のほうから答弁もさせていただきましたが、あちらについては、民設民営の施設といったところもございまして、運営については、基本協定という形で結ばせていただいております。その基本協定の中に、労務管理についての、区のほうに何か書類を提出してもらおうというところにつきましては、記載をうたっておりません。ですので、もう実は接触をさせていただきまして、具体的にそちらのもののご提出を、お願いベースではございますが、いろいろちょっと今、これから相談しながら、取りあえず来週以降、運営事業者のほうと相談しながら、常任委員会のほうに報告できるように、資料のほうを作成していきたいと思っております。

○牛尾副委員長 それはご報告いただければと思うんですね。ただ、先ほど言ったとおり、やっぱりお願いベースじゃないですか。だから、向こうがね、まあ、あんまり断ることはないと思うけれども、嫌だとなれば、知らされないわけですよ。

で、そっちじゃなくて、こんな指定管理のように、こういったシステムづくりというかな、そういうのができないものなのかなということなんですけど、そこはどうなんですか。

○加藤文化振興課長 多分こちらの指定管理者のほうのモニタリング制度につきましても、土台をつくっているのは政策経営部のほうになりますので、民設民営についてもこういう形でやるのかどうかといったところにつきましては、政策経営部と協議をしながら、どういう形で、そちらで働く労働者の方々の安全であったり、賃金であったりといったところの確認をさせていただくというところについての仕組みづくりについては、両部で協議をして、区議会のほうにご提出できるような形を取りたいなと思っております。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○林委員 二つほどあって、モニタリングそのものというよりも指定管理者のほうで、一つが図書館についてです。冒頭で区の評価と今後期待すること、要はリクエストとオーダーを分けていただいたんですが、3ページの図書館の、減少している収入という表現なんですね。これは、恐らくレストラン部門とかだと思うんですけど、こういう表現だと、図書館運営そのものの収支を区が求めているような表現になるんで、少し書き方を工夫したほうがいいのかと思うんですけども、どういう見解かというのと。

もう一つ、図書館もそうですし、スポーツセンターも赤字になっていると。で、今回、特殊事情でコロナというのがあるんですけども、片方で、保育園のほうは、損失補填のような形でお金を入れたり、このレストラン部門、図書館の、日比谷のレストラン部門にもコロナ対策の損失費用補填という形で、公金が入ったりと。

で、赤字のところの対応方法と、うーん、指定管理者の契約を結ぶときに、今後ですよ、コロナのような特殊事情があったときに、どこまで税金で補填をかけるのかというところを、どういうふうに内部で調整されて検討していくのかと。こうしないと無尽蔵になっちゃうんで、幾らでもコロナ対応だという形になると。そこを、3点ほど、見解をお答えください。

○加藤文化振興課長 ただいまの林委員のご指摘でございますが、まず1点目、図書館のほうの、参考資料でお配りさせていただいている図書館のほうの3ページの8番、「今後の指定管理に区が期待すること」というところで、減少している収入を云々かんぬんと書かせていただいておりますが、まず、この図書館のほうの予算の組み方でございますが、実際には、コロナ前の水準の、要はフルフル、収入が入ってくるということで組まさせていただきます。要は、収入もコロナ前、支出もコロナ前といった形で組まさせていただきますので、当然、コロナで、今回、まん延防止に基づいて時間を短縮したり、緊急事態宣言のときには図書館を閉めさせていただいたりといったところで、その分に係る、まあ、施設を閉めたことによる収入減といったところについては、今回、損失補填をさせていただきますというところでございます。

それから、こちらの図書館の2ページにあります、真ん中の5番の「収支の状況」でございますが、収入の一番下に収支差額としまして、マイナス48万余という形で、今回のほう、令和3年度の収支はなっているんですが、これにつきましては、実は予算以上に資料を購入されたり、あと、特別展示に関わる事業費について、予算よりも多く事業費のほうにお金をかけているといったところで、こちらについては、当然、事業者のほうの自主性の下でお金をかけているといったところで、そちらについては、当然、損失補填はかけられないといったところになります。ですので、区としては、当然、予算が先ほど申したとおりフルフル、100%入ってくるし、こちらも支出するといったところの構えで立ててございますので、そちらに関わる損失については補填するんですが、予算超過した部分についてはできないといったところで、今回のこの収支差額というところになってございます。

あと、どこまで税金をかけていくかといったところになりますが、予算をそういう形で組んでございますので、あくまでも、区として、今100%という形で予算のほうを見て

ございますので、要は、そこまでについては、損失補填はしていく格好になってございます。

また、こちらにつきましては、財政当局と、あと指定管理者をつかさどる企画課、要は政策経営部とまた協議をしながら、どういうふうにしていくのかといったところにつきましては十分協議をして、また、どういう方向性になったかというところが明らかになりましたら、議会のほう、常任委員会のほうにご説明させていただきたいと思います。

○たかざわ委員長 林委員。

○佐藤生涯学習・スポーツ課長 委員長、生涯学習……

○林委員 どうぞ。

○佐藤生涯学習・スポーツ課長 よろしいですか。委員長、生涯学習・スポーツ課長です。

○たかざわ委員長 担当課長。

○佐藤生涯学習・スポーツ課長 今、スポーツセンターの部分もお話ございましたので、ご説明させていただきます。

スポーツセンターにつきましては、体育館とか競技場を、場所をお貸して、それに対する収益、収入といった部分がございます。で、昨年度でございますけれども、緊急事態ですとかまん延防止、そういったところでの閉館、あるいは時短営業といった部分で収益が得られなかったと。そういった中での売上げに対する補填といったところを行っております。

で、最終的に、2ページの部分でございますが、マイナス211万余といったところでございますが、ここにつきましては、実際運営している中で、協力業者のほうに委託をしたりとかという部分がございます。で、そういった部分で運営できなかったといったところに対して、その下請さんのほうの委託料ですね、そういった部分でマイナスが発生しているというところでございます。

○たかざわ委員長 林委員。

○林委員 図書館のほうに行くと、ちょっと一致していないんだけど、要は減少している収入をという形で、図書館全体として取られかねないんで、収益部門とかレストラン部門とか講座部門とかという限定表現を入れないと、もうけを図書館事業でやるように誤解を与えかねないような表記というのは、あんまり好ましくないのではないかと。あくまでも図書館というのは住民サービスを基礎にしているんで、ここはちょっと表現、工夫のしようがあるんじゃないかということなんですんで、もうコンクリートしてしまったんだったら残念なんですけれども、改善できるんだったら改善してもらえればと思います。求めているもの、これから今後対応していくものと評価というのが分かれて、分かりやすくなったのに、非常に残念です。

もう一つが、体育館の、もう一個言っちゃうと、コロナで休業になったりして、建て替えとか大規模のものになったとき、まあ図書館も一緒なんでしょうけども、急遽こう、壊れたときの損失補填等々というのも、事前に取決めがあるんだったらあるでいいですし、ないんだったら、そのほかの必要に応じて協議という場面だったら、その協議のところというのを、時の担当者とか、時の対指定管理者の顔ぶれによって補償額が変わるとかというんだと行政の継続性がないんで、どういうふうに対応されているのかなという、そもそも論についてお答えください。

○佐藤生涯学習・スポーツ課長 スポーツセンターのほうでございますけれども、建物について指定管理のほうと定めておりますのは、工事とかについての損失補填という部分がございますけれども、建物に関わる、いわゆる躯体的な部分については、オーナーである区のほうで行うと。で、それ以外の内装、これは金額によって変わってくる部分がございますけれども、簡易なものについては指定管理者のほうで行うと。そして、大規模なもの、この使い勝手の問題とかそういったものについては、区のほうと協議をして、金額によって、大きな金額であれば、区のほうで行うということでございます。

○加藤文化振興課長 今、先ほど頂いた収入という書き方の部分でございますが、ちょっと政策経営部と協議をして、この書き方でいくのかどうかということにつきまして、ちょっと協議をさせていただいて、改善ができるようであれば、改善させていただければと思います。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時40分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開します。

それでは、（１）番、指定管理者施設に関するモニタリングについて、質疑を終了いたします。

次に、（２）番、喫煙所設置対策について、理事者からの説明を求めます。

○上村安全生活課長 私からは、喫煙所設置対策について、地域振興部資料２に基づき、ご報告させていただきます。

まず、一つ目の公衆喫煙所の環境改善方策についてです。公衆喫煙所の新規設置に当たっては、国の設置基準を満たす必要があり、工事の完了検査の際に、区の担当者が直接確認を行っております。しかしながら、幾ら国の設置基準を満たしていたとしても、実際、運用してみなければ、周辺環境に配慮したものになっているのか分かりません。委員の皆様にも、これまで喫煙所の設置に関する様々なご意見を賜り、本区といたしましても、周辺環境に配慮した公衆喫煙所の運営に取り組んでいるところです。

まず、空気環境測定の実施状況についてご説明いたします。千代田区に所在する、区営も含めて全ての公衆喫煙所で実施いたしますが、まずは助成を行っている公衆喫煙所を対象に、今月中に66か所全ての測定が完了いたします。

測定している項目は、気流、脱臭機の除去率、臭いのもととなる成分の三つで、その結果は、半数以上がソフト・ハード面全般的な視点から問題があると報告を受けております。

（２）に記載しておりますが、測定結果の改善策として、今後速やかに全ての喫煙所のオーナー、測定事業者、区の担当者による三者面談を実施し、運営に係る改善指導を実施した上で、環境改善に資する地域共生経費助成金という上限200万円の新たなメニューを設け、脱臭機や灰皿、エアカーテンなどの設備の充実を図ってまいります。

また、これに加え、今月までに全ての公衆喫煙所に対する利用者実態数調査も行い、今

後の公衆喫煙所の適正配置や運用に努めてまいります。

次に、喫煙トレーラーの廃止に向けた検討についてです。所有する2台のうち、ちよだプラットフォームスクエアに設置している1台は、適正かつ有意義な運用がなされておりますが、昨年まで九段下まちかど広場に設置されていた1台については、同広場の再開発計画により再設置を断念し、その後も、新たな設置場所の確保に向け、区内の苦情箇所周辺の駐車場や広場など、10か所程度、交渉を行いました。全て成立には至りませんでした。

本実情を踏まえた上で、来年以降のコストを試算した結果、運用しなくても年間500万円から600万円かかるということであったため、助成元の東京都に相談をし、設置できていない1台について、廃止も視野に入れた検討を実施しております。

ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますでしょうか。

○小野委員 今後の改善策のところですか。地域共生経費助成金を活用してということなんですけれども、これは、既にもう設置をしているところが対象で、かつ環境改善にのみ使えるという、そういう助成でしょうか。

○上村安全生活課長 委員のご指摘のとおり、既に設置されている場所、ここに対して空気環境測定をやった、その結果を受けまして運用する経費となっております。

○小野委員 はい、分かりました。そうすると、この助成金を活用して新しい設備をそろえます、そのいわゆるランニングコストがあるかと思うんですけれども、新しい設備に替えるとランニングコストということで、ランニングコストは従来のもので賄えるという、そういう仕組みでしょうか。

○上村安全生活課長 はい。委員ご指摘のとおり、これまでのランニングの部分で賄っていくという形になります。

○小野委員 分かりました。ありがとうございました。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○林委員 できれば決算前にご報告いただきたかったなというのがあるんですけども、（3）番の実態調査をやっていただいていると、で、この結果、ずっと言っているんですけど、例えば本数の多いところに、もう少し家賃相当を重点的にやるとか、拡張性というのがあるのか。適正配置というのは分かりますよ、足りないところにと。でも、努力を最大限してきた結果こんなもんなんだろうし、トレーラーハウスも置けなくなってしまうと。そうすると、今ある既存のところ、全然、数が少ないところと圧倒的に多いところ、喫煙者数がですよ、利用者が。ここに傾斜配分をかけていくための利用調査という受け止めでもよろしいんですかね、来年度以降について。それとも、ただ、数を知るだけなのか、どういう拡張性を期待されているのかお答えください。

○上村安全生活課長 まず、拡張性というお話ですけども、利用者の実態数、その箱の中でどれぐらいの人数が使っているかという形に関しては、これは、当然限界がございますので、ここを拡張する、要はその現存するものを拡張していくというのは、なかなか難しいなとは考えております。したがって、やはりこの数を使いたいのは、その地域に見合った喫煙所、これがあるのかないのか。課題として、その地域に集中的につくる必

要があるのではないか、そういったところを検証していきたいという思いです。

○林委員 繰り返になってしまいますけども、今までさんざんお願いを皆さんがされてきて、できなかった。できていないわけなんです。そうすると、何が課題かという、今の程度の家賃の助成だと、オーナーさんがですよ、貸し出すまでいかない。大変だから、お掃除等々も。だから増えないという、鶏が先か卵が先かの世界になってくると思うんですよ。で、利用人数が多いエリアのところには、今あるところにも、よりいい傾斜配分で多い家賃相当額を入れると同時に、これだけ高いプレミアがあるエリアだから、何とか貸してくださいなといかないと、増えないと思うんですよ。だって、今までほんと苦労されて、この間10年ぐらい、ずっと、こう、一生懸命やられてきたわけでしょ、トレーラーハウスも含めて。でも、限界があると思いますよ、お願いします、お願いします。そうすると、もう、得か損かの話になっちゃ変な話ですけど、何か利がないと、貸し出すまでにいかないんじゃないのかなというのがあるんで、お聞きしたんですけれども。

○上村安全生活課長 まず、家賃相当額の部分のお話ということですけども、これに、恐らくは地域差、これを設けるのはなかなか難しいのかなというふうに私は理解をしております。したがって、やれることといたしますと、助成率というよりも助成額ですね、こちらのほうについては、やはりそのときそのときに見合ったものということで検討していく必要があるというふうには思っております。

○林委員 そういう行政の公平性になってくるんでしょうけども、たばこのポイ捨ての生活環境条例を導入するときも、エリアを決めたんですよ。このエリアは最初にやってみましょうと。で、ほかのエリアは後から考えましょうと。それと同じような、準じた形で、ここ少ないから重点エリアにすると。で、重点エリアは相当額が高いような形にしていく。個別にここはどうかじゃなくて、エリアで何とか駅、まあ四谷駅周辺でも、半蔵門駅でも、神田駅でもいいですよ。ここのエリアは重点地域だから少し加算をかけると。そうすると、今、吸い殻をたくさん処理している方も、少しは気分が改善されるでしょうし、新たな新規のところも出てくるような、そういうスキームを考えないと、増えないんじゃないかと。多いところに、利用者が少ないところとかニーズの少ないところを増やしてもしょうがないというのは、もうみんな経験則で分かっているんですから、ないところに入れるにはどうしたらいいのか、それで、行政の公平性、平等性を入れていくには、そもそも導入したエリア設定というのが必要なんじゃないかと。

これ、客引きだって同じようにやっているじゃないですか。この駅の、水道橋駅の、秋葉原駅のここは重点地区でやるよと、条例全部にかかっている、同じような考えでこの利用者実態調査を踏まえた上で、重点地区というのをつくって増やす。これにはもう、お金しかないでしょう。あと、区が土地を買うしなくなっちゃうんですよ。で、それよりは、はるかに、重点配分、重点地区をやったり、あるいはもっといい知恵が行政内部であるんだったら、出していただければいいんじゃないかというお話なんです。増えないですよ、やっぱり、同じ条件だったら。

○上村安全生活課長 ありがとうございます。今ご指摘いただいた個々の店舗、事業者というよりも、エリアを例えば重点地区を設けて、そのエリアを集中的にやっていく、こういったご意見だったと思います。ありがとうございます。こちらのご意見等も踏まえまして、これから、そういったところも建設的に、前向きに考えていきたいというふうに思っ

ています。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○小林やすお委員 この測定、（１）番、測定結果なんですけれど、63件中、概ね20件は問題ない。残り40件程度は、ハード・ソフトの全般的な視点から、問題ありというんですけど。これは何でしょうか。機械のメンテナンスとかそういった関係があって、こういう数字に出てきたんでしょうか。

○上村安全生活課長 メンテナンスが行き届いていないというのも一つの原因だと思えますけども、やはり、数が、喫煙所の数が少な過ぎて、キャパオーバーしているというところが非常に大きいというふうに聞いています。例えば、プラズマ脱臭機であっても、人数が例えば8人とか、そういった限界があるんですね、吸い込む量の。そういったところのほうで、非常に問題としてあるというふうに思っております。

○小林やすお委員 そのように、ある程度原因が分かっているのであれば、そのプラズマ何とかというやつも、いいやつに変えとか、そうするとまた経費がかかっていると思うので、そういった対応はどうかしているんですか。

○上村安全生活課長 そういった限界が分かっているということですので、今回のこの200万円の中で……

○小林やすお委員 収めて……

○上村安全生活課長 やっていくというような形です。

○小林やすお委員 はい、分かりました。

○たかざわ委員長 よろしいですか。はい。

小野委員。

○小野委員 以前にもちょっと質問したと思うんですけども、単純にその場所を喫煙所とするのではなくて、最近では、例えばそこで何か販売をされたりですとかという工夫も、ちょっとずつ見られているかなと思います。そういった事例で、例えばプラスアルファの収入になっているだとかというような事例というのは収集されていますか。

○上村安全生活課長 最近では、今ご指摘のあったように、例えばコーヒーショップが併設されているとか、こういった形が、事業者としても、やはりどのようにすれば、その公衆喫煙所で利益といいますか、収支が取れるのかということもいろいろと考えているところが非常に多い。そういった企業が最近では本当に増えてきているというような実感を持っております。そういった事業者がどんどん、うちのほうにも、今、相談に来ている。

一方で、ほかの区を見てもみると、やはり特徴的な、非常に千代田区って特徴的なのが、テナント型。これは本当に、千代田区が圧倒的に多いんですね。例えば、隣の港区、中央区、この辺りを見ますとコンテナ型ばかり。これが例えば歩道に造ったりとか、こういった特徴が最近では本当によく出てきているなというのがありますので、他の区、自治体と意見交換しながら、これからのいいところは吸収しながらというような意見交換をしながら、よりよい設置対策ということを進めていきたいというふうに考えています。

○小野委員 はい、分かりました。そうですね。コンテナ型というのも、一つあると思います。どうしてもテナント型になる可能性が非常に高い区ですので、家賃だけではちょっと厳しいということもあると思うので、今のところ、本当の純粋な喫煙所でしか運営がされていないところは、せっかくだらんなら三者面談を今後されるということであれば、プ

ラスアルファのサービスをつけていくだとか、何かそうした事例というのも共有しながら、長く続けられるような、そういうアドバイスなどもお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○上村安全生活課長 ただいま委員のほうからもご指摘ありましたように、三者面談、こちらは改善の指導、これだけではなく、やはりその事業者の悩みがあると思います。今後続けていけるかどうか、こういったところも含めて、そういった悩みもこちらのほうではしっかりと聞きながら、より良い経営といいますか、喫煙所の運営に資する指導・助言をしていきたいなというふうに考えております。

○小野委員 ありがとうございます。

○たかざわ委員長 よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（２）喫煙所設置対策について、終了いたします。

次に（３）「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の利用可能な区のサービス事業等について、理事者からの説明を求めます。

○小川国際平和・男女平等人権課長 9月1日の本委員会において、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の概要と受理証明書等を、本区のサービス事業等へ活用していくとのことをご報告をしたところです。このたび受理証明書等の利用可能なサービス事業等がまとまりましたので、地域振興部資料3によりご報告いたします。

東京都は、パートナーシップ宣誓制度を11月から開始し、本区でも、この受理証明書などを活用するというところでございます。

1番、受理証明書等の利用可能な区のサービス事業等の案ですが、裏面の表をご覧ください。表の体裁ですが、利用可能なサービス事業等の名称、概要、対象者の要件、受理証明書の提示が必要か不必要か、担当課係となっております。

現在、表のとおり、区営住宅・区民住宅への入居など八つの事業等を予定しております。区営住宅・区民住宅への入居は、本区議会の定例会において条例改正を提案しているところでございますが、その他、下に掲げてあるような事業となっております。

説明は省略いたしまして、一番下の米印のところをご覧ください。ここは周知方法です。1番～3番が、区民向けのサービスということになりますので、広報千代田10月20日号に、概要を分かりやすく掲載する予定でございます。それに加えて、4と5は事業者向けということになっておりますので、こちらについてはホームページに掲載予定でございます。

6番は、対象の施設が2施設のみということでございますので、事業者向けでございますが、個別に周知をいたします。

7～8は職員向けですので、職員に周知するという予定でございます。

資料の表にお戻りください。

2番の経過と予定ですが、6月に都の制度が創設され、8月30日～9月、10月にかけて常任委員会に報告し、区議会に区営住宅・区民住宅条例の改正をご提案し、庁内で規定改正等の準備をしております。

10月1日に、東京都広報、ホームページにて詳しい制度内容が公表され、11日から届出受付が開始されました。

10月20日に、広報千代田、区ホームページにて、利用できる本区サービス事業等を公表予定で、11月1日から都制度の運用開始、本区でも、先ほどの表に掲載の八つのサービス事業等について利用開始となります。

以降は、順次、利用できる本区サービス事業等を公表し、実施してまいります。

報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。

質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（3）「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の利用可能な区のサービス事業等について終了いたします。

続きまして、（4）図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館について、説明を求めます。

○加藤文化振興課長 それでは、地域振興部資料4番のほうをご覧ください。図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館についてでございます。

区立の図書館及び連携施設につきましては、令和5年3月に図書館システムをリプレースすることに伴いまして、臨時休館及び図書館のホームページの一時停止を行います。

新しいシステムの稼働日でございますが、来年、令和5年3月13日の月曜日からとなっております。

2の臨時休館ですが、こちらの日程でございますが、来年3月1日水曜日から3月12日までの12日間を臨時休館させていただきます。これは、システムのリプレースに伴う機器の入替えや、旧システムから新しいシステムへのデータ移行、また図書館職員の新しいシステムの操作研修などを行うため、この12日間を頂くこととなります。

休館する施設でございますが、この上にあります千代田図書館、日比谷図書館文化館、四番町図書館、昌平、また神田まちかど図書館、ちよだパークサイドプラザにあります区民図書室になります。

下のほうに米印で書いてございますM I Wのほうにつきましては、期間中、開室はいたしますが、資料の貸出・返却はできないという形になります。

そして、3番、図書館のホームページの一時停止につきましては、来年の2月28日火曜日午後10時頃から3月12日までとなります。

4番、システムのリプレースの主な内容でございますが、今回は、今使っておりますシステムのバージョンアップ及び機器の更新が主となりまして、大幅なシステム変更はございません。スマートフォンに表示させます貸出券の電子バーコードの読み取りがスムーズになります。読み取り機の性能が向上するというところで、今までも使用できたんですが、スムーズになるというところでございます。

また、問い合わせ及びイベント申し込みフォームがスマートフォン対応になったり、貸出通知や、あと有効期限の通知につきましては、メールでお送りすることが可能となります。

それから、千代田図書館と日比谷図書館文化館でございますインターネット席でございますが、そちらの利用率が、現在、館内、Wi-Fiを通しておりますので、利用率が低下していることや、持込端末、パソコンのほうを持ち込まれている方が増加していることに伴いまして、インターネット席を半減しまして、空いた座席を持ち込端末が利用可能な電源

付きの閲覧席として活用いたします。

5番の周知方法でございますが、広報千代田11月20日号で広報すると、2月5日号で振り返りの2回目の広報をする予定です。ホームページまた館内掲示は11月20日から、区のホームページは11月21日からを予定してございます。

説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

○牛尾副委員長 システムの改修ということで、まあしょうがないんですけども、昌平と神田は学校図書館も併設されているじゃないですか。学校図書館のほうはどうなるんですか。子どもたちが利用できるのかどうか。

○加藤文化振興課長 学校図書館のほうも、今回、利用のほうは停止をさせていただきます。で、両方の学校長と副校長にはもうお話を通してございまして、こちらにつきまして使えないといったことについては、お話はもう聞いていただいております、ご了承いただいております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（4）図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館について、終了いたします。

以上で、日程2番、報告事項を終わり、日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○末廣商工観光課長 それでは、私から地方連携に関わる2件、口頭報告をさせていただきます。

一つ目は、福井県との連携事業についてです。11月の5日・6日に、福井県の新幹線延伸のプロモーションとしまして、DINO-A-LIVE（ディノアライブ）恐竜ロボットショーをKITEで実施するに当たりまして、区民の特別招待枠を12名、設けていただきました。こちらにつきましては抽せんになるんですが、10月20日号の広報で、募集の周知をさせていただきます。

二つ目は、ちよだ秋葉原マルシェについてでございます。こちらは11月12、13日にて、秋葉原公園にて、ちよだ地方連携ネットワークが開催する物産展でございますが、地方連携自治体と姉妹都市のほうに声かけをさせていただいて、五つの自治体、孺恋、大槌、糸魚川市、高山市、福井県の五つの自治体が出展いただけることになりました。こちらの詳細につきましては、11月5日の広報千代田にてPRをさせていただく予定です。

以上です。

○たかざわ委員長 はい。今の2点につきまして、質問ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。

それでは、私のほうから1点ございます。企画総務委員長から、第4次基本構想について議論するために、会議規則に基づく三常任連合審査会開催について要請がありました。これを了承したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。開催は10月17日月曜日の議会運営委員会終了後に予定されていますので、改めて開催通知があると思いますが、皆さん予定に入れておいていただきますよう、お願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。

最後に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

それでは、本日は、これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時05分閉会